

## 退職金に係る市・道民税の改正

### ◎ 10%を減額する特例措置の廃止

平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われる退職金から、退職金に係る分離課税の所得割額を 10%税額控除する特例措置が廃止となります。

#### 【従来の計算方法】

退職所得の金額	×	税 率		=	税 額	
(退職金の額 - 退職所得控除) × 1/2		市民税 6%	道民税 4%		市民税額 (A)	道民税額 (B)
税 額	-	税額控除額		=	退職所得に係る市・道民税	
市民税額 (A)		道民税額 (B)	(A) × 10% (C)		(B) × 10% (D)	市民税額 (A) - (C)

#### 【改正後の計算方法】 ※ 10%の税額控除が廃止

退職所得の金額	×	税 率		=	退職所得に係る市・道民税	
(退職金の額 - 退職所得控除) × 1/2		市民税 6%	道民税 4%		市民税額 (A)	道民税額 (B)

#### ▷ 退職所得控除額の計算

- 勤続年数が 20 年以下の場合 40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たないときは、80 万円)
- 勤続年数が 20 年を超える場合 80 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

▷ 退職所得の金額 (退職金の額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額) に千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てます。

▷ 退職所得に係る市・道民税に百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てます。

▷ 勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、たとえ 1 日でも 1 年として計算します。

### ◎ 勤続年数 5 年以下の役員等の退職所得金額を 1/2 減額する措置の廃止

平成 25 年 1 月 1 日以後に、役員等勤続年数が 5 年以下である特定の役員等に支払われる退職金について、退職金額から退職所得控除額を控除した残額から 1/2 減額した金額を退職所得金額とする措置が廃止され、退職金額から退職所得控除額を控除した残額が退職所得の金額になります。

特定の役員等とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいいます。また、国会議員および地方公共団体の議員、国家公務員および地方公務員も含まれます。

### ご存じですか?

#### パート・アルバイトの収入と税金

パートやアルバイトの収入は給与所得になります。収入額により、税金は次の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額により、かからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97 万円以下	かからない			
97 万円超 100 万円以下	均等割がかかる	かからない	受けられる	受けられない
100 万円超 103 万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103 万円超 141 万円未満				

収入額で 130 万円を超えると、社会保険の扶養にはなれません。

問合せ先 市税務課市民税係

## 平成 25 年度

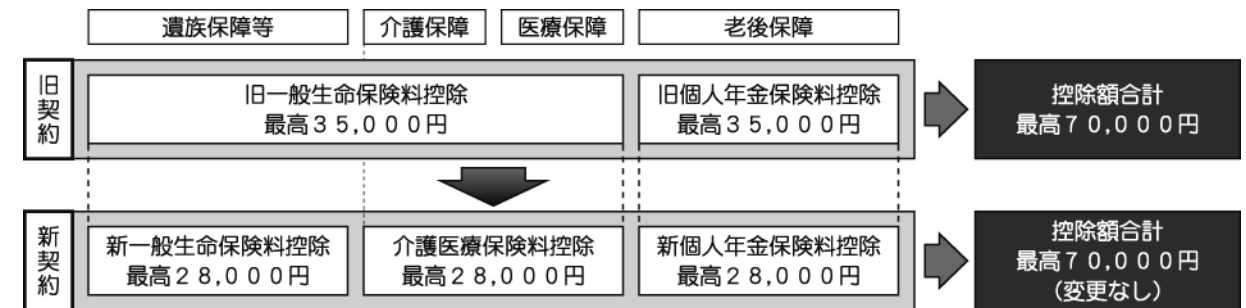
# 市・道民税の主な改正点

### 生命保険料控除の改正

平成 22 年度の税制改正により、平成 25 年度から市・道民税における生命保険料控除が見直されます。

今回の改正では、生命保険料控除の合計額 (最高 70,000 円) に変更はありませんが、従来の一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除額は最高 28,000 円に変更となります。

ただし、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約については、従前の一般生命保険料および個人年金保険料の控除額、それぞれ最高 35,000 円がそのまま適用されます。



#### ① 新契約 (平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等) に基づく場合の控除

- ◆ 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等のうち、介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で介護医療保険料控除 (最高 28,000 円) が設けられます。
- ◆ 新一般生命保険料および新個人年金保険料の控除額は、それぞれ最高 28,000 円となります。
- ◆ 主契約または特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用され、控除額は次のとおり計算します。

年間の支払保険料	控除額
12,000 円以下	支払保険料等の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

#### ② 旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等) に基づく場合の控除

従前の一般生命保険料控除および個人年金保険料控除が適用され、控除額は次のとおり計算します。(それぞれ最高 35,000 円)

年間の支払保険料	控除額
15,000 円以下	支払保険料等の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料等 × 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料等 × 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

#### ③ 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の両方に加入している場合の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額は、上記とにある計算方法で新・旧それぞれを計算し、その合計額 (ただし、最高 28,000 円) となります。

上記①、②、③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が 70,000 円を超える場合は、生命保険料控除額は 70,000 円となります。